

早生樹モデル林造成事業費補助金交付要綱

制 定 令和元年7月29日付第201900105295号鳥取県農林水産部長通知
一部改正 令和2年5月20日付第202000033905号鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、早生樹モデル林造成事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱（平成30年3月30日付29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）、林業成長産業化総合対策実施要綱（平成30年3月30日付29林政政第892号農林水産事務次官依命通知）、先進的造林技術推進事業実施要領（令和2年3月27日付元林整整第1117号林野庁長官通知）及び規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、森林整備の効率的かつ円滑な実施のため、成長特性に優れた早生樹のモデル林造成に対し支援することを目的として、交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。
 - 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、地方事務所（東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び西部総合事務所日野振興センターをいう。）の長（以下「地方事務所長」という。）が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。
 - 4 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、「誓約書」（様式第3号）を添付しなければならない。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。
 - 3 地方事務所長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後

の額とする。以下「交付決定額」という。) から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表の第5欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(完了届の時期等)

第7条 事業実施主体は、原則として、人工造林及び下刈り等の作業種ごとに取りまとめて様式第5号による届出(以下「完了届」という。)を段階的に行うものとする。

2 完了届は、地方事務所長が通知する日までに行わなければならない。なお、完了届には、提出回数を記載するものとする。

3 完了届は、次の書類を添付して行うものとする。

(1) 施行地明細表(様式第6号)

(2) 施行地位置図(縮尺5万分の1程度の地形図又は適宜の管内図等に施行地の位置とその番号を付したもの)

(3) 施業図(様式第7号)

(4) 測量成果(面積を算出した際の根拠となる測量データ、測量野帳)

(5) 現地写真

(6) 施行地の位置、区域、面積、施業状況がわかるオルソ画像(中心投影や撮影方向、地形によって生じる画像の位置ズレを、三次元情報を基に位置補正した画像。正射投影画像ともいう。正射投影画像をつなぎ合わせたオルソモザイク画像を含むものとする。以下同じ。)等を提出する場合は、(2)から(5)及び(10)の書類について省略することができるものとする。

(7) 実行経費内訳表(様式第8号)

(8) 現場労働者に係る社会保険等の加入実態状況調査表(様式第9号)

(9) 苗木の納入伝票(苗木本数、購入金額、購入先が確認できるもの)

(10) 森林作業道整備線形図((3)の施業図に必要な事項を記載したものでも差し支えない。)

(11) 補助金の交付申請又は受領に係る委任状。(原則として森林所有者等の自筆署名とする。)

(12) 受委託契約書又は請負契約書の写し(事業実施主体が他者に委託又は請け負わせて作業を実施した場合に限る。なお、原則として森林所有者等の自筆署名とする。)

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第10号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(補助金の概算払)

第9条 規則第19条の規定による概算払いは、様式第11号によりあらかじめ通知をして行うものとする。

2 完了届に基づく場合を除き、概算払いは、交付決定に係る補助金額の9割を限度とする。

(提出書類の部数等)

第10条 規則及びこの要綱の規定により地方事務所長に提出する書類は1部とする。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月20日に一部改正し、令和2年度事業から適用する。

別表（第3条、第6条関係）

<p>1 補助事業</p>	<p>早生樹造林 (1) 人工造林（地拵え、植栽、苗木運搬） (2) 下刈り (3) 関連条件整備活動（対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等）</p>																
<p>2 事業実施主体</p>	<p>(1) 市町村 (2) 森林所有者 (3) 森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。） (4) 森林整備法人等 森林整備法人（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第10条第2号に定める森林整備法人をいう。）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているものに限る。） (5) 特定非営利活動法人等（森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等をいう。） (6) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体 (7) 森林経営計画の認定を受けた者 (8) 特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）に規定する特定間伐等促進計画をいう。）において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者 (9) 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者</p>																
<p>3 補助対象経費</p>	<p>早生樹造林 (1) 人工造林 地拵え、植栽及び苗木運搬の実施に要する経費 (2) 下刈り 下刈りの実施に要する経費 (3) 関連条件整備活動 関連条件整備活動の対象経費の取扱いについては、以下のとおりとする。</p> <p>①対象森林の調査及び森林所有者の同意取り付け等 事業実施主体が(1)又は(2)に着手する上で直接必要となる次の表に掲げる経費とする。</p> <table border="1" data-bbox="459 1464 1436 2063"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術者給^(注)</td> <td>事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる技術を有する者（主任技師、技師等）の労賃 技術者給の算定については、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成30年3月30日付29林政経第349号林野庁長官通知）別添「補助事業の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によるものとする。</td> </tr> <tr> <td>賃金</td> <td>日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。</td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td>事業実施の打合せ等に必要となる旅費</td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>消耗費、印刷製本費、光熱水料費及び修繕費</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、労災保険料、損害保険料、薬剤散布費、伐倒費等</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>登記事務、測量・調査、広告出稿料等の委託料</td> </tr> <tr> <td>使用料及び</td> <td>会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	技術者給 ^(注)	事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる技術を有する者（主任技師、技師等）の労賃 技術者給の算定については、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成30年3月30日付29林政経第349号林野庁長官通知）別添「補助事業の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によるものとする。	賃金	日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。	旅費	事業実施の打合せ等に必要となる旅費	需用費	消耗費、印刷製本費、光熱水料費及び修繕費	役務費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、労災保険料、損害保険料、薬剤散布費、伐倒費等	委託料	登記事務、測量・調査、広告出稿料等の委託料	使用料及び	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の
区分	内容																
技術者給 ^(注)	事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる技術を有する者（主任技師、技師等）の労賃 技術者給の算定については、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成30年3月30日付29林政経第349号林野庁長官通知）別添「補助事業の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によるものとする。																
賃金	日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。																
旅費	事業実施の打合せ等に必要となる旅費																
需用費	消耗費、印刷製本費、光熱水料費及び修繕費																
役務費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、労災保険料、損害保険料、薬剤散布費、伐倒費等																
委託料	登記事務、測量・調査、広告出稿料等の委託料																
使用料及び	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の																

	<table border="1" data-bbox="459 192 1437 342"> <tr> <td data-bbox="459 192 655 230">賃借料</td> <td data-bbox="655 192 1437 230">借料及び損料</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 230 655 342">備品・資機材購入費</td> <td data-bbox="655 230 1437 342">事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要な備品・資機材（薬剤、鉋等）の購入費（ただし、机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）</td> </tr> </table> <p data-bbox="467 349 1437 454">(注) 技術者給の算定等については、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領別添「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によるものとする。</p> <p data-bbox="451 461 695 492">②森林作業道の整備</p> <p data-bbox="451 499 1437 604">鳥取県森林作業道作設指針（平成23年3月31日付第201000193342号鳥取県農林水産部長通知）の基準を満たす森林作業道の開設に要する経費。（ただし、(1)又は(2)と一体的に実施するものに限る。）</p> <p data-bbox="451 611 1437 678">なお、知事が別に定める定額の単価の範囲内で、補強の経費を含めることができるものとし、補強の目的及び事業内容等は以下のとおりとする。</p> <p data-bbox="451 685 1437 1126">また、森林作業道の整備にかかる経費は「森林整備保全事業設計積算要領」（平成12年3月31日付12林野計第138号林野庁長官通知）、「森林環境保全事業標準歩掛」（平成11年4月1日付11林野計第133号林野庁長官通知）、「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」（平成11年4月1日付11林野計第134号林野庁長官通知）、「森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準」（平成11年4月1日付11林野計第135号林野庁長官通知）、「森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準」（平成11年4月1日付11林野計第136号林野庁長官通知）、「森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準」（平成11年4月1日付11林野計第137号林野庁長官通知）、「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」（平成23年3月31日付22林整第857号林野庁森林整備部整備課長通知。以下「標準単価設定通知」という。）及び「森林環境保全整備事業実施要領の運用」（平成14年12月26日付14林整第580号林野庁森林整備部整備課長通知）に準ずるものとする。</p> <p data-bbox="467 1171 815 1202">【補強の目的及び事業内容等】</p> <p data-bbox="451 1209 1437 1388">森林作業道の合計事業費の10パーセントを上限として、森林作業道の補強を行うことができるものとする。補強は、豪雨等により機能が低下していると認められる箇所について、路体等の強度向上や被害の拡大防止を図り、通行の安全を確保すること等を目的として実施し、土工、路体強化、法面強化、擁壁工、排水施設工及び幅員拡張等の事業を行うことができるものとする。</p> <p data-bbox="451 1433 775 1464">③鳥獣害防止施設等の整備</p> <p data-bbox="451 1471 1437 1576">健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備に要する経費。（ただし、(1)又は(2)と一体的に実施するものに限る。）</p>	賃借料	借料及び損料	備品・資機材購入費	事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要な備品・資機材（薬剤、鉋等）の購入費（ただし、机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）
賃借料	借料及び損料				
備品・資機材購入費	事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要な備品・資機材（薬剤、鉋等）の購入費（ただし、机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）				
4 補助率	<p data-bbox="427 1585 839 1617">補助金額は、次式により算定する。</p> <p data-bbox="451 1624 1038 1655">補助金額＝標準経費（下記1で規定）×9／10</p> <p data-bbox="467 1662 839 1693">（小数点以下切り捨てとする。）</p> <p data-bbox="427 1738 671 1769">1 標準経費の算定</p> <p data-bbox="427 1776 1350 1807">(1) 標準経費は、次式により計算された額とし、小数点以下切り捨てとする。</p> <p data-bbox="475 1814 1082 1845">標準経費＝面積×（標準単価×（1＋間接費率））</p> <p data-bbox="427 1852 1377 1883">(2) 標準単価は、標準単価設定通知に準じて森林づくり推進課長が別に定める。</p> <p data-bbox="427 1890 1190 1921">(3) 間接費は、標準単価設定通知に準じて決定するものとする。</p> <p data-bbox="427 1928 1297 1960">(4) 面積の単位はヘクタールとし、小数点以下2位未満切り捨てとする。</p> <p data-bbox="427 1966 1437 2033">(5) 関連条件整備活動については、(1)から(4)に関わらず森林づくり推進課長が別に定める。</p>				

	2 補助金額の内訳の算定 補助金額のうち国費及び県費の算定については、森林づくり推進課長が別に定める。
5 重要な変更	(1) 補助金額の30%を超える減 (2) 補助金額の増

（元号） 年度早生樹モデル林造成事業計画（実績）及び収支予算（精算）書

1 事業の目的

--

2 事業の内容及び経費の配分

（単位：円）

事業内容	工種	事業量		事業費 (A)+(B)+(C)	補助金 (A)+(B)	(内訳)			備考
		面積 (ha)	延長 (m)			国費 (A)	県費 (B)	負担金 (C)	
人工造林									
下刈り	下刈り								
関連条件整備活動	対象森林の調査								
	森林所有者の 同意取付け								
	森林作業道の整備								
	鳥獣害防止対策								
	その他								
	小計								
計									

注) 関連条件整備活動の「その他」は、備考欄に具体的な内容を記入すること。

3 消費税の取り扱い（一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者）

（注）消費税の取り扱いについて「一般課税事業者」「簡易課税事業者」「免税事業者」のいずれかに○を記載すること。

4 事業完了予定年月日（完了年月日）

(元号) 年 月 日

5 収支予算（精算）

(1) 収入

(単位：円)

区分	予算額 (A)	精算額 (B)	差引増減 (C)=(B)-(A)	備考
補助金				
負担金				
計				

(2) 支出

(単位：円)

区分	予算額 (A)	精算額 (B)	差引増減 (C)=(B)-(A)	備考
事業費				
計				

注) 収支計画の場合は、精算額、差引増減の記入を要しない。

6 添付資料

(1) 様式第2号による消費税仕入控除税額集計表

(事業主体が消費税法第60条第4項に該当する地方公共団体又は人格のない社団等である場合を除く)

(2) 様式第3号による誓約書（交付申請時）

(3) 早生樹モデル林造成事業実施要領様式第1号による事業計画付票個別票（交付申請時）

(4) 早生樹モデル林造成事業実施要領様式第2号による実施結果個別票（実績報告時）

（元号） 年度 早生樹モデル林造成事業費補助金に係る消費税仕入控除税額集計表

（事業実施主体名）

（単位：円）

事業区分	事業費	補助金	課税方式	消費税仕入控除税額及び地方消費税額 (A)	補助率 (B)	消費税仕入控除税額 (A×B)	消費税 確定・未確定	備考
合計								

- （注） 1 当該補助金の事業実施主体（消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第1項の規定に該当する事業者若しくは同法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者が事業実施主体である場合（同法第60条第4項に該当する地方公共団体又は人格のない社団等が事業主体であるものを除く。）を含む。）について記載する。
- 2 補助金の返還が伴う場合は、事業実施主体ごとに内訳を別表で添付すること。
- 3 「課税方式」欄には、当該補助金に係る消費税仕入控除税額の確定時において、消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者にあつては「免税」、消費税法第37条第1項の規定による届出書を提出した事業者にあつては「簡易課税」、その他の事業者にあつては「課税」と記入すること。
- 4 「消費税仕入控除税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 5 「消費税仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。
- 6 「消費税確定未確定」欄は、消費税法第9条第1項の規定に該当する場合、消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合には「確定」、それ以外の場合には「未確定」と記載すること。
- 7 税抜の事業費及び補助金を記載した場合は、「消費税確定未確定」欄は「確定」とし、併せて備考欄に「事業費及び補助金は税抜金額」と記載すること。

様式第3号（第4条関係）

誓約書

（元号） 年 月 日

職 氏 名 様

住 所

氏 名

印

（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

〇〇〇〇（事業実施主体）は、補助金交付に付された条件を遵守し、森林関係法令の違反等不適切な行為を行わない旨を誓約いたします。

様

職 氏 名 印

（元号）年度早生樹モデル林造成事業費補助金交付決定通知書

（元号） 年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった早生樹モデル林造成事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「早生樹モデル林造成事業」とし、その内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、早生樹モデル林造成事業費補助金交付要綱（令和元年7月29日付第201900105295号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金は間接国費補助金に該当するものであり、その收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、早生樹モデル林造成事業実施要領（令和元年7月29日付第201900105295号農林水産部長通知。以下「要領」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱（平成30年3月30日付29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）、林業成長産業化総合対策実施要綱（平成30年3月30日付29林政政第892号農林水産事務次官依命通知）、先進的造林技術推進事業実施要領（令和2年3月27日付元林整整第1117号林野庁長官通知）の規定に従わなければならない。

6 本補助金の交付を受けた者は、次の条件を遵守すること。

- (1) 本事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に、事業実施箇所を森林以外の用途に転用（事業実施箇所を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等を設定させた後、当該事業実施箇所が森林以外の用途に転用される場合を含む。）する行為又は事業実施箇所の地上の立木の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）をしようとする場合は、あらかじめ森林づくり推進課長にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (2) 補植、保育等成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- (3) 事業実施主体は、地方事務所長及び森林づくり推進課長が行う本事業の実施結果の取りまとめに協力しなければならない。
- (4) 事業実施主体は、林野庁長官又は知事が、本事業の計画又は実施内容を国立研究開発法人、公設試験研究機関、その他林野庁長官又は知事が妥当と判断する研究機関（以下「研究機関等」という。）に提供することを了承したものとする。
- (5) 事業実施主体は、研究機関等から本事業の施行地について調査等を実施したい旨の申し入れがあった場合は応じることとする。
- (6) 事業実施主体は、人工造林の実施年度の翌年度から起算して最低8年間における当該施行地の施業履歴を記録・保管するとともに、林野庁長官、知事及び研究機関等より当該施業履歴の提供依頼があった場合は応じることとする。
- (7) 事業実施主体は、本事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して本事業の収入及び支出を記載し、本補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- (8) 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに本事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- (9) 補助金等により財産を取得した間接補助事業者等は、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行ってはならない。

様式第5号(第7条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

住 所
申請者 氏 名 (印)
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

(元号) 年度早生樹モデル林造成事業完了届

(元号) 年 月 日付第 号による交付決定に係る事業が完了したので、早生樹モデル林造成事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

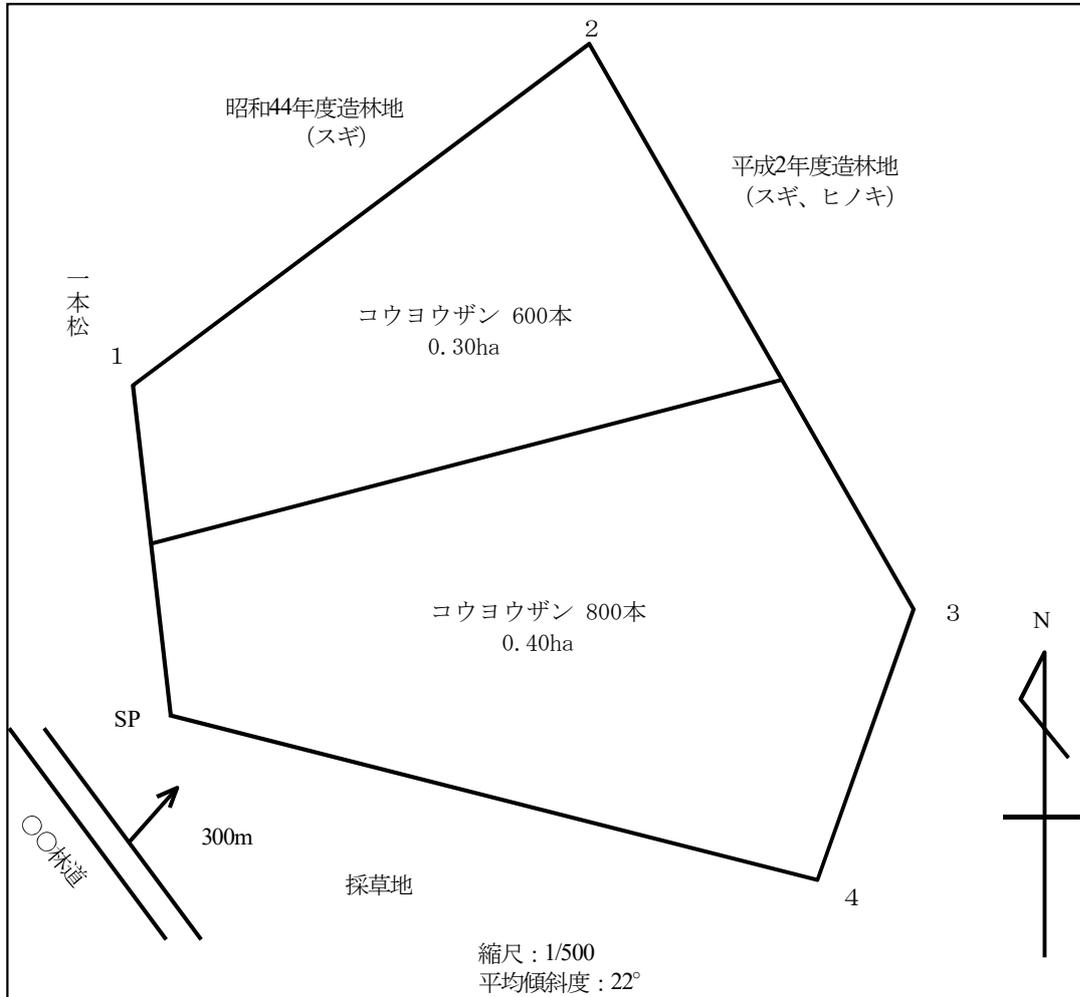
記

補助金等の名称	
着手年月日	(元号) 年 月 日
完了年月日	(元号) 年 月 日

様式第7号（第7条関係）

施業図(施行地番号)

- 1 森林所有者：
- 2 施行地：
- 3 面積：



(注)

- 1 施行地及びその周辺の地形(沢、尾根)、林況(樹種、林齢)並びに特徴のある物件(独立樹、送電線、鉄塔等)を記入すること。
- 2 測量起点(SP)及び主な測点を記入すること。
- 3 人工造林の場合、樹種界を明示すること。
- 4 施行地欄には、施行地に係る地番の全てを記入すること。

様式第8号-1（第7条関係）

実行経費内訳表（人工造林）

（単位：ha、円、人）

事業実施箇所				
面積				
実行経費の内訳				
区分		金額	所用人数	
早生樹造林 (人工造林)	労務費	地 拵 え		
		植 栽		
		苗木運搬		
		細計		
	資材費	苗木代		
	現場監督費			
	社会保険料等			
	その他			
	小計			
計				

注1) 必要に応じて区分欄を追加すること。

様式第8号-2（第7条関係）

実行経費内訳表（下刈り）

（単位：ha、円、人）

事業実施箇所			
面積			
実行経費の内訳			
区分		金額	所用人数
早生樹造林 （下刈り）	労務費下刈り		
	現場監督費		
	社会保険料等		
	その他		
	小計		
計			

注1）必要に応じて区分欄を追加すること。

実行経費内訳表 (森林作業道の整備)

(単位：m、円、人)

事業実施箇所			
幅員		延長	
実行経費の内訳			
区分		金額	所用人数
(関連条件整備活動) 森林作業道の整備	開 設		
	現 場 監 督 費		
	社 会 保 険 料		
	そ の 他		
	小計		
計			

注1) 必要に応じて区分欄を追加すること。

注2) 早生樹造林にかかるものが対象。

実行経費内訳表（鳥獣害防止対策）

（単位：ha、m、円、人）

事業実施箇所			
面積			延長
実行経費の内訳			
区分		金額	所用人数
関連条件整備活動 （鳥獣害防止対策）	労務費	設置	
	資材費		
	現場	監督費	
	社会	保険料	
	その他		
	小計		
計			

注1）必要に応じて区分欄を追加すること。

注2）早生樹造林にかかるものが対象。

様式第8号-5（第7条関係）

実行経費内訳表（その他関連条件整備活動等）

（単位：円、人）

事業実施箇所			
実行経費の内訳			
区分		金額	所用人数
関連条件整備活動	技術者給		
	賃金	森林調査等	
		面積測量	
		説明会等	
		連絡調整等	
	旅費		
	需用費		
	役務費		
	委託料		
	使用賃借料		
	備品購入費		
小計			
計			

注1) 必要に応じて区分欄を追加すること。

注2) 早生樹造林にかかるものが対象。

様式第10号（第8条関係）

（元号）年度早生樹モデル林造成事業仕入控除税額確定報告書

番 号
（元号） 年 月 日

鳥取県知事 様

住 所
名 称
代表者 印

（元号） 年 月 日付第 号により交付決定のあった補助金について、消費税仕入控除税額が確定したので、早生樹モデル林造成事業費補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 補助金の額の確定
（ 年 月 日付第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額
（実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を越えるときは、当該交付決定控除税額）に補助率を乗じて得た金額） | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
（仕入控除税額に補助率を乗じて得た金額） | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・様式第2号「早生樹モデル林造成事業費補助金に係る消費税仕入控除税額集計表」
- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・様式第2号「早生樹モデル林造成事業費補助金に係る消費税仕入控除税額集計表」
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料。
- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

番 号
年 月 日

様

鳥取県知事

（元号） 年度早生樹モデル林造成事業費補助金の概算払について（通知）

（元号） 年 月 日付第 号で交付決定したこの補助金について、下記のとおり概算払しますので、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第19条の規定により通知します。
（担当・連絡先）

記

1 補助金概算払額

（単位：円）

交付決定額	既概算払額	今回概算払額	概算払額計	残額

2 概算払の時期

（元号） 年 月 旬